

大東市と川村義肢株式会社との連携に関する包括協定書

大東市と川村義肢株式会社は、「誰もが住みたくなるまち大東」をめざし、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と地域の一層の活性化に資するため、次のとおり連携に関する連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 大東市および川村義肢株式会社は、前文の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）健康福祉に関する事項
- （2）地域防災と安心・安全に関する事項
- （3）生涯学習・スポーツ推進に関する事項
- （4）地域産業の振興や新たな産業支援に関する事項
- （5）観光等の市情報の発信に関する事項
- （6）アンバサダーに関する事項
- （7）その他目的達成のため必要と認める事項

2 大東市および川村義肢株式会社は、前項に定める連携事項にかかる取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容および実施方法は、両者合意の上決定する。

（協定の見直し）

第2条 大東市または川村義肢株式会社のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の2カ月前までに、大東市または川村義肢株式会社のいずれかから書面による解約の申し出がないときは、同一内容でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 大東市および川村義肢株式会社は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、連携協力の具体的な事項及びその他必要な事項については、大東市と川村義肢株式会社が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結の証として本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成30年3月1日

大東市谷川一丁目1番1号

大東市

大東市長

大東市御領一丁目12番1号

川村義肢株式会社

代表取締役

東 浩一  川 村 慶 